

第19回「労働保護法 ②労働契約 B：労働契約の変更」

2022.06.10. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉内々定で労働契約締結と考えられるのか *論点は「内定」でなく「内々定」
〈法〉労働契約法6条、労働契約の特質、内定の法的性質(大日本印刷事件最高裁判決)
〈諸説〉候補者の通知、予約、労働契約成立 *諸説は「内々定」の説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①解釈の合理性の内容として応募者の保護という政策的観点
- ②内定取消しも通常の解雇と同じ基準に基づいてその適法性の判断がなされるべきである。

3) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①佐藤教授は、本判決の特徴として何を挙げているか。
- ②佐藤教授は、限定の度合いの弱い職種限定契約であっても、どのような要請が強くなると主張しているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***法的思考の順序**

- 1.労使の合意たる労働契約に従って働く
- 2.合意範囲は何か=そもそも契約内容の変更といえるか否か
→合意の範囲内であれば契約変更ではなく、使用者は業務命令を発して労働者を移動させることができる
→合意の範囲外であれば契約変更であり、使用者が業務命令により労働者を移動させることはできない
- 3.変更であるとして、いかなる新たな労使合意であればよいか

***配転命令の拘束力**

関連判例：東亜ペイント事件・最二小判昭和61.7.14

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22
125 129 129 123

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関わる問題への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ②労働契約 C：労働契約の終了」

講義テーマ：変更解約告知によるリストラは許されるのか

教科書の該当部分：第13章「労働関係の終了」、直接関連するのは、309頁～313頁

Reading Assignment：村中孝史「労働条件の変更と紛争処理」『新時代の労働契約法理』
(2003年)342頁以下